

監査公告第 11 号

定期監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 31 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

教育委員会定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・スポーツ施設の整備について、次のとおり意見を付す。

スポーツ施設については計画的に大規模改修等を行っていくことが不可欠であるが、加賀市では巨額の財政負担等を理由に方針の決定が先送りにされ結果として施設の老朽化が進んでいる。財源として国県補助制度の活用はもとより、「緊急防災・減債事業債」などの起債メニューの活用、水泳プール整備事業のように官民連携（PFI）等の手法を更に検討するなどして早期に全体計画を策定することが必要である。令和5年9月に施行した「加賀市スポーツ推進条例」における市の責務も踏まえ取り組みを進められたい。

対 応

加賀市の体育施設（スポーツ施設）の改修については、令和6年度予算に向け、令和6年度から令和8年度までの3年間の全体計画を策定し、体育施設の改修を実施してまいります。

計画策定にあたり、スポーツ振興くじ（toto）などの助成金制度や「緊急防災・減債事業債」などの有利な起債メニューの活用、また、官民連携（PFI）手法の導入などを見据え、「加賀市スポーツ推進条例」における市の責務も踏まえ検討してまいります。